平成２３年（フ）第２６６１号
愛知県あま市甚目寺飛殿４番地１　ロフティ甚目寺304号
債務者　橋爪　美香
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字種元７番地１
債務者　古館　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２７１６号
愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目98番地　サンハイツヒシヤ305号
債務者　太田　鷹弘
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１７号
愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目98番地　サンハイツヒシヤ305号
債務者　太田　逸香
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７１号
愛知県あま市上萱津銭神15番地　ＶＩＰ７＿212号
債務者　武田あさみ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７号
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2674番地４、前住所鹿児島県肝属郡東串良町池之原2330番地３
債務者　黒木さとみ（旧姓岩元）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
青森県八戸市長根１丁目４番５号　コーポ中村１号室、前住所青森県八戸市吹上２丁目12番３号
債務者　荷田　あつ
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字茨島下５番地10
債務者　大澤　圭一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２５１７号
愛知県弥富市鍋田町稲山393番地90
債務者　河村　　睦
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７３０号
東京都葛飾区高砂５丁目４―18―103
債務者　小野　允也
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７３３号
東京都台東区千束３丁目８―10―504
債務者　吉廣　　勉
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７３４号
東京都杉並区高円寺南３丁目44―３―101
債務者　村上　元一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４２号
東京都中野区江原町１丁目11―15
債務者　高野　利幸
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７７１号
東京都葛飾区水元４丁目25―８―302　メゾンヌーボ水元Ⅱ
債務者　萱野　清志
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７７２号
埼玉県鶴ケ島市大字鶴ケ丘81―８―202
債務者　黒沢　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７７３号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾４丁目７―16―501
債務者　吉村　友希
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部